

臼杵市地球温暖化対策実行計画 〈事務事業編〉

～臼杵市役所温室効果ガス排出削減計画～
(第4期計画)

2024(令和6)年3月

臼 杵 市

目 次

第 1 章 計画策定の背景・目的	1-1
1. 1 計画策定の背景	1-1
1. 2 計画の目的	1-2
第 2 章 旧計画の概要と実績	2-1
2. 1 旧計画の概要	2-1
2. 2 旧計画の実績(目標達成状況)	2-1
第 3 章 計画の目的・期間・対象範囲・温室効果ガスの種類	3-1
3. 1 計画の目的	3-1
3. 2 計画の期間	3-1
3. 3 対象範囲	3-1
3. 4 温室効果ガスの種類	3-2
第 4 章 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標、活動区分別二酸化炭素排出量削減目標	4-1
4. 1 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標	4-1
4. 2 活動区分別二酸化炭素排出量削減目標	4-2
第 5 章 目標達成に向けた具体的な取組・対象施設・取り組み項目	5-1
5. 1 取組の方針	5-1
5. 2 取組対象施設	5-1
5. 3 温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組項目	5-2
5. 4 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組項目	5-5
第 6 章 実行計画の推進体制・研修・啓発・実施状況の評価および公表	6-1
6. 1 推進体制	6-1
6. 2 職員に対する研修・啓発	6-1
6. 3 実施状況の評価及び公表	6-1

第1章 計画策定の背景・目的

1.1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、自然の生態系及び人類に様々な悪影響を及ぼす恐れがあるとされており、予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障問題として認識されています。また、地球温暖化は過去に例を見ないスピードで進行していることから、その防止に向けた対策を早急に図ることが求められています。

地球温暖化防止対策については、1997年（平成9年）12月に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において「京都議定書」が採択されており、我が国は2002年（平成14年）に同議定書を受諾し、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの温室効果ガスの排出量を、1990年（平成2年）比で平均6%削減することを国際的に約束しました。また、京都議定書が採択された翌年の1998年（平成10年）には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が制定され、都道府県及び市町村に対して、その事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定が義務付けられ、国内での地球温暖化防止対策の法整備が進められました。

こうしたなかで、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災により原子力発電事業を含めた甚大な被害を受けたことから、エネルギー政策の見直しが必要となり、2013年11月（平成25年）に原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標値（2005年度（平成17年度）比で3.8%減）で、国連気候変動枠組条約事務局に登録しています。

近年では、2015年（平成27年）4月に「日本の約束草案」の要綱案を示し、同年6月に地球温暖化対策推進本部を開催、パブリックコメントを経て同年7月17日に2030年度（令和12年度）の削減目標を「2013年度（平成25年度）比で26.0%減（2005年度（平成17年度）比で25.4%減）」とする「日本の約束草案」を決定、同日付けで、国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。

国際的には、2015年（平成27年）11月30日から12月13日まで、フランスのパリで開催されたCOP21では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年（令和2年）以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その結果として「パリ協定」が採択され、新たな国際的枠組みが構築されています。

1.2 計画の目的

本市では、温対法第21条に基づき、市が行う事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減に向けた計画書となる、「臼杵市地球温暖化実行計画」の第1期計画を2008年（平成20年）12月に、第2期計画を2013年（平成25年）5月に、第3期計画を2018年（平成30年）5月に、策定し、二酸化炭素の排出削減に資する取組等を推進しています。

こうしたなかで、第3期計画の計画期間である2022年（令和4年）が終了したことを受け、第4期計画を策定するものです。本計画（第4期計画）については、第3期計画同様に、継続して温室効果ガスの排出削減への取り組みや、率先行動を実施するための実行計画を示す目的で策定するものです。

『地球温暖化対策の推進に関する法律』（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第2章 旧計画の概要と実績

2.1 旧計画の概要

2013 年（平成 25 年）5 月に策定した「臼杵市地球温暖化実行計画」（第 3 期計画）の概要は、以下に示すとおりです。

表 2-1 「臼杵市地球温暖化実行計画」(第 3 期計画)の概要

項 目	内 容
計 画 期 間	2018～2022 年度(平成 30～令和 4 年度)
基 準 年 度	2017 年度(平成 29 年度)
目 標 年 度	2022 年度(令和 4 年度)
削 減 目 標	二酸化炭素の総排出量を基準年度に対し 5%削減

2.2 旧計画の実績(目標達成状況)

2013 年（平成 25 年）5 月に策定した「臼杵市地球温暖化実行計画」（第 3 期計画）の目標値と目標年度における実績値の比較は、以下に示すとおりです。

第 3 期計画の目標年度における実績値（合計値）は、目標値を達成していました。

表 2-2 「臼杵市地球温暖化実行計画」(第 3 期計画)の目標値と実績値

項目	単位	2013 年度 (平成 25 年度)	2022 年度(令和 4 年度)			基準年からの 削減率
		基準値	目標値	実績値	差分	
電気	t-CO ₂	5,627	4,971	3,955	▲1,016	29.7%減
	kWh	9,194,438	10,760,788	10,877,844	+117,059	18.3%増
LPG	t-CO ₂	56	49	37	▲12	33.9%減
	m ³	9,350	7,540	5,634	▲1,906	39.7%減
灯油	t-CO ₂	418	368	15	▲353	96.4%減
	ℓ	167,736	148,020	6,082	▲141,938	96.3%減
A 重油	t-CO ₂	27	41	64	+23	137.0%増
	ℓ	9,960	15,295	23,720	+8,425	138.1%増
ガソリン	t-CO ₂	161	206	147	▲59	8.7%減
	ℓ	69,306	88,887	63,449	▲25,438	8.5%減
軽油	t-CO ₂	85	82	40	▲42	53.6%減
	ℓ	32,852	31,741	15,346	▲16,395	53.3%減
合計	t-CO ₂	6,373	5,717	4,258	▲1,459	33.2%減

第3章 計画の目的・期間・対象範囲・温室効果ガスの種類

3.1 計画の目的

温対法第 21 条の 3 に基づき、市役所の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

また、市が積極的にエネルギーの効率的利用を行い、以下の項目を目指すことで、地球温暖化対策の推進を図るものとします。

- ① 市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの削減を図ります。
- ② 市民・事業者の模範となる行動を推進します。

3.2 計画の期間

本計画の期間は、2013 年度（平成 25 年度）を基準年度とし、2023 年度（令和 5 年度）を初年度とする 2027 年度（令和 9 年度）までの 5 年間とします。

3.3 対象範囲

本計画の対象範囲は、臼杵市の庁舎（臼杵庁舎及び野津庁舎）及び出先機関（学校施設等を含む）を含めた全ての事務及び事業を対象とします。

なお、指定管理者制度などで外部へ委託している事務及び事業についても、本計画では対象範囲とします。

あわせて、計画期間内に施設を新設した場合は、計画途中でも随時追加し、計画の対象とするものとします。ただし、データの集計については、計画当初の対象範囲と新たに追加した施設を含めた対象範囲で把握するものとします。

3. 4 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類は、下表に示す 6 物質とされています。

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とします。

表 3-1 温室効果ガスの種類

種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源	対象
二酸化炭素 (CO ₂)	1	[代表的な温室効果ガス] 日本では温室効果ガス中の二酸化炭素の比率が 90%を占めています。	化石燃料の燃焼等	○
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分で常温気体よく燃えます。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立	—
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質であり、他の窒素酸化物(二酸化窒素等)等のような害はありません。	燃料の償却、工業プロセスなど。	—
ハイドロフル オロカーボン (HFCs)	12～ 14,800	塩素がなくオゾン層を破壊しないフロンであり、強力な温室効果ガスです。	スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒、化学物質の製造プロセス	—
パーフル オロカーボン (PFCs)	7,390～ 17,340	炭素とフッ素だけからなるフロンで、強力な温室効果ガスです。	半導体の製造プロセス	—
六フッ化 (SF ₆)	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロン系の物質で、強力な温室効果ガスです。	電気の絶縁体	—

※地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの地球温暖化の程度を二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。

第4章 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標、活動区分別二酸化炭素排出量削減目標

4. 1 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標

2027 年度（令和 9 年度）までに二酸化炭素の総排出量を、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）比で、約 44％削減することを目標とします。

表 4-1 削減目標

2013 年度 総排出量 (基準値)	2022 年度 総排出量	2027 年度 総排出量	削減量 (2013 年度比 44％削減)
6,373t-CO ₂	4,258t-CO ₂	3,591t-CO ₂	2,782t-CO ₂

4. 1. 1 削減目標の考え方

削減目標の設定に際して、各施設の事務及び事業の性質や将来にわたる使用見込み等を総合的に勘案することが重要となりますが、臼杵市役所の事務及び事業における活動の質、量などの見通しについては、現段階では計画目標年度まで把握することが困難な状況となっています。

あわせて、第 1 期計画及び第 2 期計画を策定、実施してから今日まで温室効果ガス削減の取り組みは継続していますが、目標は達成できていないため、今後も大幅な削減は困難であると考えられます。

本計画では、平成 22 年 4 月に施行された改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく年 1 ％以上のエネルギー使用効率改善の努力義務に基づき、2018 年度（平成 30 年度）から 2022 年度（平成 34 年度）までの 5 年間で 5％の削減を図る方針としています。

4. 2 活動区分別二酸化炭素排出量削減目標

2027 年度（令和 9 年度）における活動区分別の二酸化炭素排出量の削減目標は、以下に示すとおりとします。

表 4-2 活動区分別の二酸化炭素排出量の削減目標

項目	単位	2013 年度 (平成 25 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	基準年からの 削減量 (約 44%削減)
		基準値	実績値	目標値	
電気	t-CO ₂	5,627	3,955	3,168	2,459
	kWh	9,194,438	10,877,844	5,175,655	4,018,783
LPG	t-CO ₂	56	37	34	22
	m ³	9,350	5,634	5,263	4,087
灯油	t-CO ₂	418	15	235	183
	ℓ	167,736	6,082	94,421	73,315
A 重油	t-CO ₂	27	64	15	12
	ℓ	9,960	23,720	5,607	4,353
ガソリン	t-CO ₂	161	147	91	70
	ℓ	69,306	63,449	39,013	30,293
軽油	t-CO ₂	85	40	48	37
	ℓ	32,852	15,346	18,493	14,359
合計	t-CO ₂	6,373	4,258	3,591	2,782

※総排出量は、指定管理者制度の適用された施設も含んでいます。

第5章 目標達成に向けた具体的な取組・対象施設・取り組み項目

5.1 取組の方針

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取組みの方針を次のとおり定めます。

ここに掲げる取組みは、市役所の事務及び事業の実施にあたっての様々な場面、行動において当てはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指すものとします。

- ① 日常業務における省エネ行動を継続します。
- ② 施設利用者等を協力した省エネを推進します。
- ③ 設備機器の省エネ運転や省エネ対応機器の導入等を推進します。
- ④ 各課及び施設におけるエネルギー使用量の見える化を推進します。

5.2 取組対象施設

本計画の取組対象施設は、下記のとおりとします。

なお、公民館、図書館等の住民サービスを主体としている施設については、市民サービスの質に影響しない範囲で取り組むものとします。

表 5-1 本計画の取組対象施設

項目	対象施設
行政施設	臼杵庁舎、野津庁舎他、市営駐車場、人権・生活相談関連施設、各種倉庫の管財が管理する施設
生活関連施設	消防(分)署及び消防団関連施設で、市が光熱費を支出しているもの
スポーツ施設	照明機器、トイレ、小中学校グラウンド等
文化・教育施設	中央公民館、図書館、給食センター、文化財関連施設、市立幼稚園・小・中学校校舎
福祉施設	コミュニティー交流施設及び交流健康館関連施設、児童クラブ館
産業関連施設	振興関連施設、ダム関連施設等
環境・衛生施設	水源地、農・漁集落排水施設を含む上下水道関連施設、清掃センター他廃棄物処理関連施設
観光施設	観光交流プラザ他、市が管理する観光施設、公衆トイレ等

5.3 温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組項目

温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組項目は、以下に示すとおりとします。

表 5-2(1) 温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組項目

区分	取組項目	取組内容
電気使用による温室効果ガス排出量の削減	照明の適正管理	・窓口以外の昼休みの消灯を徹底します。 ・時間外勤務の必要照明以外は消灯します。 ・トイレ、会議室などを利用した後は消灯します。
	OA 機器の適正使用	・パソコン等の省電力機能を利用します。 ・不使用のパソコンの電源をこまめに切ります。 ・コピー機の節電機能を活用します。 ・長時間使用しない OA 機器の電源を切ります。
	電気機器等の待機電源ストップ	・不使用時、テレビ等の主電源を切ります
	定時退庁の励行	・効率的事務処理により、定時退庁します。 ・ノー残業デーを設定、実施します。 ・事務改善により、時間外勤務を削減します。
	エアコンの適正温度の維持	・エアコンの温度管理に注意します。 (夏季は 28℃、冬季は 19℃を目安) ・人がいない部屋ではスイッチを切ります。
	家電製品の適正管理	・暖房のある場所で電気ストーブは使用しません。 ・私物家電製品を持ち込みません。 ・冷蔵庫は適正な使用を心がけます。 ・家電製品の購入は、省エネタイプを選択します。
	エレベーターの使用削減	・可能な限り、荷物の運搬は階段を使用します。
	施設・事業管理等の取組	・新エネ、省エネ設備の導入を検討します。 ・照明場所、照明器具の見直しを行い、LED 照明の導入割合を 2027 年度までに 80%とする。 ・空調機器等のフィルターを掃除します。 ・電熱器等の使用はできる限り短時間とします。 ・動力設備は効率的な運転を行います。
	太陽光発電の最大限の導入	・2027 年度には設置可能な建築物(敷地を含む)の約 30%に太陽光発電設備を設置することを目指します。
	新規建築物における省エネルギー対策の徹底	・今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。
	再生可能エネルギー電力調達の推進	・2027 年までに市で調達する電力の 40%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。

表 5-2(2) 温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組項目

区分	取組項目	取組内容
LPC 使用量の削減	湯沸し器等の適正使用	・湯温をできる限り低温で使用します。 ・こまめに栓を閉めます。
	ガスコンロの適正使用	・利用後は、ガス栓を閉めるように心がけます。 ・手順良く調理できるように下準備を行います。 ・調理内容等に応じた火力調整を実施します。 ・コンロの清掃を行い、ガスの通りをよくします。
灯油使用量の削減	効率的な暖房運転の実施	・室内温度は 20℃を目安とし、こまめに調整します。 ・執務室や非常階段などドアの開閉を確認します。 ・使用状況を随時確認し、長時間部屋を使用しない場合はスイッチを切ります。 ・冬期間の残業時の課内温度を適正に管理します。 ・休日等の仕事は、分散せず効率的に暖をとります。 ・施設においてボイラーを適正な温度に設定します。
	施設・事業管理等の取組	・新エネ、省エネ設備の導入を検討します。 ・機械類の効率的な運転を行います。
A 重油使用量の削減	効率的な暖房運転の実施	・室内温度は 20℃を目安とし、こまめに調整します。 ・執務室や非常階段などドアの開閉を確認します。 ・使用状況を随時確認し、長時間部屋を使用しない場合はスイッチを切ります。 ・冬期間の残業時の課内温度を適正に管理します。 ・施設においてボイラーを適正な温度に設定します。
	施設・事業管理等の取組	・新エネ、省エネ設備の導入を検討します。 ・発電機の効率的な運転を行います。 ・機械類の効率的な運転を行います。

表 5-2(3) 温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組項目

区分	取組項目	取組内容
ガソリン使用量の削減	徒歩・公共交通手段等の利用	・近場の事務連絡、会議等はできる限り徒歩または、自転車を利用します。 ・事務連絡、会議等はできる限り公共交通機関を利用します。
	公用車の適正使用及び運転(ゼロカーボンドライブの励行)	・急発進、急加速をしません。 ・エアコンは適正に使用します。 ・無用なアイドリングはしません。 ・必要以上の暖機運転はしません。 ・公用車両走行ルート of 合理化を心がけます。 ・公用車両の相乗りを励めます。 ・事務連絡等は効率的に行います。 ・積載重量を軽くして燃費の向上を図ります。
	低公害車、低燃費車の導入	・代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除いて、新規導入・更新については、すべて電動車とします。 ・2027 年度までに導入可能な公用車の 50%を電動車とします。

5. 4 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組項目

温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組項目は、以下に示すとおりとします。

表 5-3(1) 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組項目

区分	取組項目	取組内容
水道水使用量の削減	水道水の適正使用	・トイレ、給湯室などで節水を励行します。
	公用車の適正洗車	・洗車の回数をできる限り削減します。 ・洗車中の水を流しっぱなしにしません。
	節水器具の使用	・蛇口などの修理時に、節水器具の設置を検討します。
	施設・事業管理等の取組	・トイレ等に節水に関する掲示を行い、来庁者、施設利用者へ協力を呼びかけます。
コピー使用枚数の削減	コピーの適正管理	・コピー前にリセットボタンを押ことや、試し刷りをすることにより、ミスコピーを抑制します。 ・両面コピーや、コピー用紙の裏面利用の推進など紙の使用を抑制します。
	情報化によるペーパーレス化の推進	・電子形式による文書保存を推進します。 ・電子メール等の利用を推進します。 ・印刷前に画面上でミスやレイアウトを確認します。
	外注印刷物の適正管理	・発行物の精査、印刷物の簡素化などにより紙の使用の抑制を図ります。 ・使用する紙は再生紙を指定するなど、再資源化可能な印刷を励行します。
	資料の適正管理	・会議などの各種資料の見直しを図り、必要以上の資料は作成しないことを推進します。 ・できる限り資料の共有化を図り、個人的な資料保管は行わないことを推進します。

表 5-3(2) 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組項目

区分	取組項目	取組内容
廃棄物排出量の削減	備品、消耗品管理徹底による廃棄物の減量	・できる限り修理し、物品の長期使用を心がけます。 ・不要な物品は、庁内等で有効利用を図ります。 ・使用頻度が低い物品等は共有化を図ります。
	リサイクルの推進	・各課のコピー機の横に資源回収箱を設置します。 ・紙の裏面を有効利用します。 ・ファイリング用品は、再利用を推進します。 ・使用済封筒を再利用します。 ・できる限り詰め替え文房具を利用します。 ・分別収集手順書により分別収集を徹底します。
	包装紙によるごみ発生の抑制	・包装の簡素化を心がけます。 ・物品納入業者等へ簡易包装を呼びかけます。
	廃棄物の 3R + Renewable の推進	・プラスチックごみをはじめ、排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーを総合的に推進します。
グリーン購入の推進	グリーン購入の推進	・物品購入は、グリーン購入の手引き(環境省)等を参考に、エコマーク付きの商品を選択し、環境にやさしい商品購入を心がけます。
その他の取組	ノーマイカー運動の実施	・年間 4 回「ノーマイカー運動」を実施し、職員の通勤時のマイカー使用を抑制します。
	温度条件に適した服装の着用	・夏季のノー上着、ノーネクタイや、冬季の重ね着など「クールビズ・ウォームビズ」を推進します。

第6章 実行計画の推進体制・研修・啓発・実施状況の評価および公表

6.1 推進体制

本計画をより実効ある取組とするため、庁内各課等の所属長（以下「各課長」という。）を取組推進責任者とし、各課長は課内職員のうちの一人をエコ推進員として配置します。

エコ推進員は率先して課内の排出抑制の取組を実行し、各課長の指揮のもと、全職員が配慮行動を起こすよう取組み計画を推進することとします。

表 6-1 推進体制

区分	所掌範囲
エコ推進管理者(所属長)	計画の推進責任者
エコ推進員(所属長指名職員) (節電フロアマネージャー兼任)	課内での意識啓発及び取組の率先実行
各課等の職員	具体的な取組の実行
環境課	計画に関する庶務全般

6.2 職員に対する研修・啓発

庁内掲示板等を活用し、本計画の趣旨等を情報提供及び啓発し、必要に応じて職員研修等を実施します。

6.3 実施状況の評価及び公表

毎年度、本計画に沿った行動が継続的に行われているか、削減目標の進捗状況について点検します。
なお、本計画の実施状況については、本市のホームページ等に年1回公表します。